

**神戸×弘前 神戸の若手クリエイターを活用した弘前ねぷた制作及び運行等
業務委託 仕様書**

1 業務目的

神戸・青森間の空路直行便の運航開始をきっかけに、神戸ハーバーランドで弘前ねぷたを運行する「弘前ねぷた in 神戸」が弘前市主催で開催されているほか、本市と青森県の企業間においても、ビジネス相互交流に向けたマッチングや、ビジネス連携の創出等に取り組んでいる。

今後の活躍が期待される神戸の若手クリエイターと弘前ねぷた絵師や関係者が連携して、神戸を題材とした弘前ねぷたを制作し、弘前ねぷたまつりにおいて制作したねぷたを運行する。この事業を通じて、本市のプロモーションを図り、両地域間の文化交流や相互発展、観光振興を促進し、都市型創造産業に係るクリエイティブ人材の集積につなげていく。

2 委託業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 スケジュール例

本事業におけるスケジュールは、下記を予定しているが、より効果的・効率的な実施方法があれば提案すること。また、具体的なスケジュールは、本市及び弘前市観光部国際広域観光課にも連絡・相談の上、事業を進めること。

業務	時期	内容	場所	備考
(1)	～4月末	クリエイターの募集・選定	神戸	
(2)	5月上旬	キックオフミーティング、顔合わせ	神戸	クリエイター同士の顔合わせ
(2)	～5月下旬	ねぷた題材検討	神戸	クリエイターによるねぷた絵題材検討、下絵制作等
(3)	5月下旬～6月上旬	ねぷた絵制作開始	神戸	ねぷた絵師招聘（2泊3日程度）クリエイターに技法指導など
(3)	～7月中旬	ねぷた絵完成	神戸	ねぷた絵師による確認（オンライン）
(3) (4)	7月下旬	ねぷた骨組み解体、輸送	神戸	神戸市内での骨組み解体 輸送（神戸市→弘前市）
(5)	7月下旬	ねぷた絵貼り	弘前	制作したねぷたの絵貼り
(5)	8月上旬	弘前ねぷたまつりでの運行	弘前	弘前ねぷたまつりで運行
(4)	8月上中旬	神戸へねぷた搬送	弘前	輸送（弘前市→神戸市）
(6)	～3月	神戸市内でのねぷた展示	神戸	展示場所の検討
(6)	～3月	前年度ねぷた絵（和紙）を活用したイベント等	神戸	

4 業務内容

(1) クリエイターの募集・選定

- ・プログラムに参加する神戸を拠点に活動している若手クリエイター（18歳～30歳目安）を、応募者

の中から4名以上選定する。なお、参加クリエイター選定にあたっては神戸市と協議の上、決定すること。

- ・クリエイター募集は、委託契約締結前に神戸市において開始する。委託契約締結後は、受託者において、多くのクリエイター等が応募できるよう市と調整し広報を実施すること。
- ・本事業を神戸市におけるクリエイティブ人材の集積・振興に繋げるため、プログラムに選定されなかったクリエイターの協力等についても提案すること。

(2) 顔合わせ、題材検討

- ・参加クリエイター確定後、速やかに（5月上旬目途）対面での顔合わせの場を設定すること。この場では、プログラム全体像（事業概要、スケジュール等）の説明と、今後の制作において参加クリエイター同士が協力できるよう関係性づくりができるコンテンツを提案すること。
- ・(3)ねぷた制作まで、題材検討のために、弘前ねぷたに関する資料提供や必要に応じてクリエイターの弘前市視察（津軽藩ねぷた村等）などの支援をすること。

(3) ねぷた制作

①ねぷた絵（和紙）

- ・ねぷた絵師を神戸市へ招へいし、参加クリエイターがねぷた絵師から指導を受けるワークショップを1回開催する。内容やスケジュール等について効果的な内容を提案すること。なお、ねぷた絵師選定、指導依頼については、本市と弘前市で行う。
- ・上記のワークショップ終了後、参加クリエイターがねぷた絵を制作できるよう市が指定した制作場所・保管場所を確保し、制作への同席、進捗管理を行うこと。
- ・上記ワークショップ及び神戸市内でのねぷた絵制作が円滑に進むよう、ねぷた絵師及び弘前市等関係者、本市と調整を行うこと。

②ねぷた骨組み

- ・ねぷたの骨組みのサイズは、下記のとおり

組立（全体） 高さ 2,850mm、幅 2,400mm、奥行 2,845mm

分割（最大部分） 高さ 2,160mm、幅 2,400mm、奥行 980mm

- ・昨年度の骨組みを再利用するため、現在貼り付けているねぷた絵（和紙）を骨組みから撤去する作業を、場所を確保し実施すること。なお、撤去したねぷた絵（和紙）については、活用できる状態にしておくこと。
- ・骨組みの木枠にマスキングテープを貼り付けるなど、今年度のねぷた絵の取り外しや再利用が容易になる工夫を行うこと。

(4) ねぷたの輸送

- ・制作したねぷた絵及びねぷた骨組みを本市又は弘前市が指定する場所・期日までに輸送すること。

①神戸市→弘前市

【骨組みの輸送】中型4トントラックでの輸送（1回）

【和紙の輸送】宅配便等での輸送（1回）

②弘前市→神戸市

【完成したねぷたの輸送】中型4トントラックでの輸送（1回）

（5）制作したねぷたの絵貼り、運行

- ・制作したねぷたの骨組みへの絵貼りや、ねぷたまつりでの運行（予定）について、希望するクリエイターを参加させること。
- ・ねぷたの絵貼り及びねぷた運行にあたっては、弘前市や関係者、本市と十分に調整を行うこと。
- ・ねぷたまつり本番での運行においては、弘前市の指示に従い安全面に配慮すること。

（6）広報

- ・ウェブサービス（ホームページ、SNS等）を含む各種広報媒体を活用して、本事業の取組みや各種イベントの周知を行うこととし、効果的な広報手段を提案すること。
- ・事業目的を達成するため、神戸市民及び弘前市民を含む多くの者が、本事業を応援できる仕組み（クラウドファンディングやイベント等）を提案すること。なお、返礼品の有無は問わない。
- ・制作した神戸ねぷたの展示場所（神戸市内・屋内）を提案すること
- ・（3）②において撤去した前年度のねぷた絵の活用したワークショップなど、クリエイティブ人材の振興や、両地域間の文化交流や相互発展につながるようなイベント等を提案すること。

（7）アンケート等による効果検証及び事業報告書の作成・提出

- ・（3）ねぷた制作期間中に、神戸市内で過年度も含め本事業の取組に対するアンケートを実施し、本事業に対する認知度向上及び今後のイベント等の施策検討をすること。時期・場所等については、本市と協議の上決定する。
- ・（5）ねぷたの運行終了後、参加クリエイター、ねぷたまつり観覧者（弘前市民）等にアンケートを実施し、事業の効果を検証すること。
- ・事業終了後、実施事業及び総括を記載した事業報告書を作成し、提出すること。（アンケートの集計・入力作業、ワークショップイベント等も含む。）期日は令和9年3月31日とする。

（8）その他連携

- ・本事業以外の弘前市と本市で連携する事業において、参加クリエイターも含めて協力すること。なお、実施にあたっては、弘前市、関係者等と十分に調整を行うこと。
- ・過年度に参加したクリエイターから、本事業に参加するクリエイターへ技術伝授ができるよう工夫すること。

5 その他

（1）委託経費について

- ・委託事業費には、下記の内容について一切の経費を含むものとする。なお、飲食にかかる経費は、委託事業費には含めないこと。
①クリエイターの旅費・滞在費（題材検討における弘前市視察経費、ねぷた絵貼り・運行における旅費・滞在費（5泊6日程度）など）
②ねぷた絵師指導に係る経費（謝礼、材料費（染料など絵師準備物）、神戸への旅費・滞在費、弘前市内での保管等）

- ③弘前ねぷた制作・運行に係る経費（神戸市内での制作場所・保管場所経費、材料費（和紙、追加染料、筆、絨毯など）、輸送費、発電機レンタル、絵貼り指導者への謝礼等）
- ・受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。なお、受託者の旅費・滞在費については、上限3名までの適用とする。
 - ・ねぷた絵師指導に係る経費及び骨組み制作・運行経費（発電機レンタル、絵貼り指導者への謝礼等）は60万円（税込）として見積書に記載すること。当該経費については、弘前市又はねぷた絵師、骨組み制作団体が指定する方法で支払うこと。

（2）業務遂行にあたっての留意事項

- ・本業務の実施に当たっては、業務を円滑に進行するため、本市と十分協議し、その指示及び監督を受けること。また、本仕様書に記載されていない事項であっても、業務実施上必要と認められる事項については、その都度市と協議を行うものとする。疑義が生じた場合も同様とする。
- ・事業実施にあたって本市及び関係者との調整を行うこと。委託期間中、本市の職員及び関係者と定期的な打合せを行うこと。
- ・事務局には業務遂行責任者を置き、責任者及びスタッフの体制を明らかにし、関係者と綿密な連携を行うこと。
- ・事業の実施にあたり、関係法令等を遵守するとともに、必要なリスク管理・安全性の確保を行うこと。
- ・受託者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を神戸市に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。
- ・この業務は受託者が自ら実施するものとする。ただし、専門的で高度な解析が必要となるなど再委託することが業務遂行に有用であると認められる場合には、事前に本市の承認を得て再委託することができる。
- ・この業務により作成した成果の著作権、特許権、使用権等の諸権利は、関係者と協議のうえ、決定する。
- ・受託者は、個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。本業務の実施過程で知り得た情報については、第三者に漏洩してはならない。ただし、神戸市の了解を得たうえで関係者に情報提供することはできる。
- ・業務の遂行にあたっては、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>